

### 第3章 著作者の権利

#### 第2節 財産権 (les droits patrimoniaux)

##### 第1 総論

###### 1 著作財産権の種類

著作権の特質として財産的特質 (ordre patrimonial)と精神的特質 (ordre intellectuel et moral)がある(111-1条2項)。つまり、著作者の権利として、著作財産権と著作者人格権があることを意味する。

著作財産権について、フランスでは伝統的に二元論アプローチ (approche dualiste) を採用する。つまり、著作財産権のうちの利用権 (droit d'exploitation) を、上演・演奏権 (droit de représentation) および 複製権 (le droit de reproduction) の二つに分け、利用行為をそのいずれかに分類する。二元論アプローチは、「著作者に属する利用権は、上演・演奏権および複製権を包含する」との規定(122-1条)、および「著作者または権利承継人の同意なく行われる全体的または部分的上演・演奏または複製は違法である」(122-4条)との規定に表れている。そのほか、著作財産権(債権)として、追及権 (droit de suite)が存在する。

上演・演奏権は、方法の如何を問わず、著作物を公衆に(伝統的には直接的に)伝達する権利である(122-2条1項)。複製権は、間接的な方法により公衆に著作物を伝達することを可能とするすべての方法によって、著作物を媒体に有形的に固定する権利である(122-3条1項)。

近年は、技術的發展による著作物の利用方法の多様化とこれに対応した欧州の分析的アプローチにより、貸与権や譲渡権など、新たな利用方法に対応した権利も認識されるようになった。これらの権利は、フランスでは上演・演奏権(すなわち公衆へ伝達する権利)に位置づけられている。

###### 2 著作財産権(利用権)の性質

著作権の性質は、無体の所有権 (droit de propriété incorporelle) であると捉えられている(111-1条1項、111-3条1項)。なお、著作財産権の性質については、これまで様々な議論(競争法の発現と捉える見解、顧客権とする見解、債権でも物権でもない知的権利とする見解など)があった。現在は、所有権(民法典544条)であることに争いはない。

著作財産権には、次の性質がある。①排他性・独占性：著作権は、著作権者がその著作物を独占的に利用できる排他的権利である。これによって、著作権者は、利用を許諾し(利用条件を決定することも含む)、また、利用を禁止することができる。これは著作権が所有権であることに由来する。ただし、法定許諾制度(たとえば公貸権)が導入され、著作権者から直接の同意を得ることなく著作物を利用できるようになったことで、著作財産権は、その範囲で報酬請求権化し、排他的独占の利用権の性質を喪失している。許諾の可否だけでなく利用条件を決定することも著作権者の専権なので、法定許諾はフランス著作権法と

相容れないと考えられていたが、大量の利用を管理することの利点から受容せざるをえなくなっている。

②譲渡性：所有権者の処分権（abusus）の現れである。著作権者は、著作権の全部または一部を譲渡でき（122-7 条）、質権の目的とすることができる。なお、フランス著作権法上、プログラムの著作物を除き、ライセンス（concession）に関する定めはなく、譲渡（cession）契約に関する規定しか存在しない。しかし、ライセンス契約は実務上当然存在し、それが債権契約であることに争いはない。なお、追及権は譲渡できない。

③有限性：有限性は、永続性を有する所有権の性質に反するとの議論がある。しかし、永続性は所有権の本質的要素ではないこと、および、公共の利益と私権との妥協（相続により権利関係が複雑になるので、著作者の生存中とその後の二世代の相続人に権利を与える考え）により、著作権の有限性は所有権の性質に反するものではないと説明される。

④絶対性：所有権の絶対性から導かれるが、所有権について権利濫用の適用があることと同様、著作権も権利濫用の法理（théorie de l'abus de droit）の適用がある。ただし、権利濫用が認められることは稀とされる。

★目次★

[http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page\\_id=1237](http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page_id=1237)